

漁業復興担い手確保支援事業の実施に関するガイドライン

〔研修生について〕

- 1 「技術習得支援事業」の研修生は、以下であることを条件とする。
 - (1) 東日本大震災やそれに伴う東京電力福島第一原発事故の影響により、北海道から千葉県において大きな水産関係の被害が発生した地域（以下、「被災地域」という）で「漁船・漁具等が被災した」若青年漁業者（「漁船・漁具等の被災」とは、漁船保険や漁業共済の支払い対象となるような被災や、出荷規制等により一定期間操業の再開ができない状況をいう）。
 - (2) 被災時点で、45歳以下である者（ただし、所属漁協長等が復興後の地域漁業の中心的な担い手として、特に必要と認めた者については被災時点49歳以下までを対象とする）。

- 2 「新規就業者確保支援事業」の研修生は、以下であることを条件とする。
 - (1) 漁業への就業を希望する岩手・宮城・福島県の漁家子弟（2親等以内）。
 - (2) 被災地域で漁船・漁具等が被災した漁業者の子弟（2親等以内）。

- 3 「資格習得支援事業」の対象者は、以下であることを条件とする。

被災地域の45歳以下の若青年漁業者（ただし、所属漁協長が復興後の地域漁業の中心的な担い手として、特に必要と認めた者については49歳以下までを対象とする）。

〔指導者について〕

- 4 「技術習得支援事業」の指導者については漁ろう長又は、漁ろう長と同等以上の技術を有する者とする。なお、研修生と被災前に同じ漁業現場で操業等を行っていた者は指導者になれない。ただし、被災地以外へ一時的な避難をしていた者を指導する際は、この限りではない。

- 5 「新規就業者確保支援事業」の指導者については、指導に資する漁ろう技術を有する者（親族を含む）とする。

[研修生の受入人数について]

- 6 2次研修生受入機関が1経営体で複数の研修生を受け入れる際、1経営体あたりの研修生の上限は設けないが、指導者1名に対し研修生は2名分を助成対象とする。

[その他]

- 7 1次研修生受入機関（漁協・漁業団体等）又は第2次研修生受入機関（漁業者等）は事業実施主体に協力することを補助対象となるための条件とする。
なお、協力の内容については、事業実施主体の判断によるものとする。

- 8 研修生及び研修生受入機関が以下の事項に該当する場合には、補助対象としない。

（研修生）

- ・ 漁業研修のみを目的にしているもの（明らかに漁業継続の意思がないもの）
- ・ 研修時の安全対策に不備があるもの（ライフジャケットの未着用での乗船等）

（第2次研修受入機関）

- ・ 漁業研修のみを目的としているもの（技術指導の意思がないもの）
- ・ 過去1年間に漁業に関する法令違反に係る刑事または行政処分を受けたもの
- ・ 研修時の安全対策に不備があるもの（ライフジャケットの未着用での乗船等）

- 9 研修生及び研修生受入機関は、事業実施主体が別に定める事務取扱要領に基づき必要書類を事業実施主体に提出しなければならない。

10 研修期間

原則として研修開始から最長2カ年とする。

ただし、「技術習得支援事業」の研修生で平成23年度内に船や漁具等の復旧や協業化により漁業を再開する見込みのある者（既に漁業を再開した者を含む）は最長6ヵ月とする。

11 漁業研修の履行確認検査への協力

本事業による研修生及び研修生受入機関は、全国センターが実施する本事業の履行確認検査に全面的に協力することを補助金の支給条件とする。

12 違反行為による補助金の返還

以下のような違反行為が明らかとなった場合、本事業実施のため支出した補助金の一部又は全額の返還を求める。

- ・ 前項1～6に違反して補助金を受けた場合
- ・ 名義貸し等の行為や研修日数を偽るなどの虚偽研修報告を行う等の補助金受取を目的とした悪質な行為が認められる場合
- ・ 11の履行確認検査に協力しない場合
- ・ 研修中止の発生が頻繁に見られるなど、明らかに補助金受取を目的に研修生の受入を行っている場合
- ・ 本事業で受け取っている補助金と同様の経費項目を他の補助事業等においても受けている場合（補助金等の二重受取の禁止）や、研修指導者が他の補助事業等と活動（経費・時間）が重複している場合
- ・ 研修期間中、研修生受入機関・漁業者又は研修生が以下の行為を行った場合
 - ① 研修時の安全対策の不備（ライフジャケットの未着用での乗船等）
 - ② 受入機関職員・漁業者による研修生への傷害、暴力行為
 - ③ 受入漁業者と研修生の間に雇用契約（又はそれに準ずるもの）が存在する場合、同雇用契約の不履行
- ・ その他悪質と見なされる行為があった場合

13 その他

- ・ 研修生受入機関は研修生の乗船中のライフジャケットの着用を指導すること。
- ・ 年度をまたがって研修を実施する場合は、国の財政状況等により、次年度以降も継続して最長期間までの研修時間及び指導謝金等を保証するものではない。
- ・ 本研修時間以外の時間に、研修生を漁業に従事させる場合は、研修生に所要の対価を支払う必要があるが、その場合、2次受入機関は研修生との間で、賃金等の労働条件について合意の上、内容を書面にて研修生に手交すること。
- ・ 「資格等習得支援事業」について、講習実施機関が開催する講習会（一人あたりの受講料が明確に設定されているもの）などを活用し受講する場合も、1次受入機関の支出に限り助成の対象とする。